

# For those engaged in creating

社会と協働する  
研究における心得



研究データマネジメントに  
取り組む人のために

# innovative social/public values

# はじめに

社会技術研究開発センター（RISTEX）は、社会の具体的な問題の解決や、新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題への対応に取り組んでいます。

自然科学、人文・社会科学などの研究者に加え、社会問題に取り組む多様な関与者（ステークホルダー）が協力して研究開発を進め、新たな社会的・公共的価値の創出を目指しています。

各研究開発プロジェクトは、個人に関する情報を研究開発の過程で多く扱います。そして、それらのデータを活用した社会実装も視野に入れています。しかし、データの扱い方が参加機関の間で統一されていないと、不適切に公開されたり、社会実装が難しくなったりします。社会と協働する研究者は、個人情報を含め、データに関連する倫理的・法制度的・社会的課題を考える必要があります。

そこで、RISTEXでは、アドバイザリーボードを立ち上げ、よりよいデータマネジメントの検討を進めています<sup>1</sup>。研究開発成果を社会に提供できるように、各プロジェクトには最初にデータマネジメントプラン（DMP）<sup>2</sup>の作成をお願いしています。

この冊子は、データマネジメントに関して、社会と協働する研究開発プロジェクトとして考えるべきことについてまとめたものです。ぜひお読みください。

データマネジメントアドバイザリーボード座長

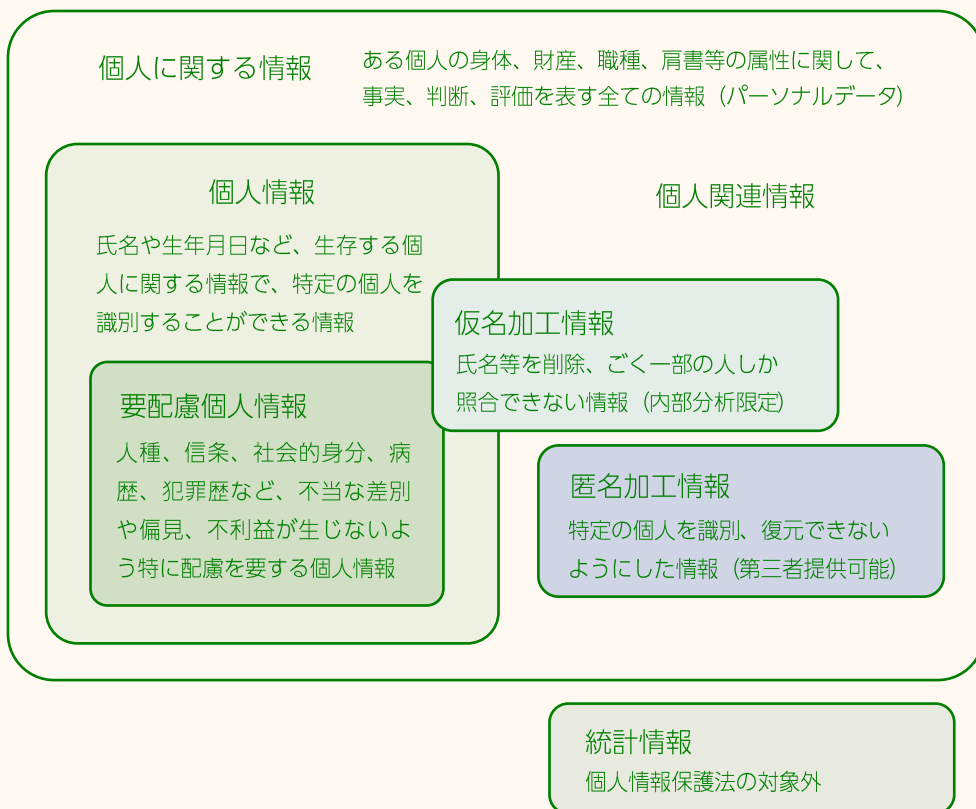
山田 肇

<sup>1</sup> RISTEX, 研究データマネジメントの取組

<sup>2</sup> データマネジメントプラン（DMP）とは、研究者が自身で実施する研究開発プロジェクトにおいて研究成果として生じる研究データの取扱いを定めるものであり、具体的には、当該研究データの保存・管理、公開・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載したものを指します。RISTEXで行われる研究開発プロジェクトにおいて、DMPは研究代表者等が作成し、遅くとも研究を開始する時期までに科学技術振興機構（JST）に提出しなければなりません（オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針ガイドライン）。

# 個人情報とは

社会と協働する研究のデータマネジメントにおいて、最も注意が必要な研究データは「個人に関する情報」であり、「パーソナルデータ」と呼ばれることもあります。これには個人情報保護法の下で取り扱いが定められた「個人情報」のほか、「仮名加工情報」や「匿名加工情報」という加工した情報も含まれます。それ以外の個人に関する情報は「個人関連情報」と呼ばれます<sup>3</sup>。



<sup>3</sup>統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しません。ただし、統計法に基づく統計調査（国勢調査など）で収集された個人情報は、一般の「個人情報保護法」の直接適用を受けず、より厳格な「統計法」の守秘義務が適用されます。

## シナリオの 読み方・使い方

## How to Read and Use Scenarios

次のページからは、社会と協働する研究開発に関わる4つの仮想事例を用いて、読者のみなさんがさまざまな立場でデータマネジメントとして必要な取組や検討事項について考えられるようなシナリオを紹介します。

各シナリオでは左ページに簡単な概要と取り組んでいるプロジェクトのイメージ図、そして仮想事例と登場人物・組織の関係図が描かれています。

右ページには、左ページに描かれた問題状況をふまえて、各登場人物がやらなければならないことと、考えるべきポイントを示しています。また、もっと学びたい人のために、用語の解説や参考文献も載せています。

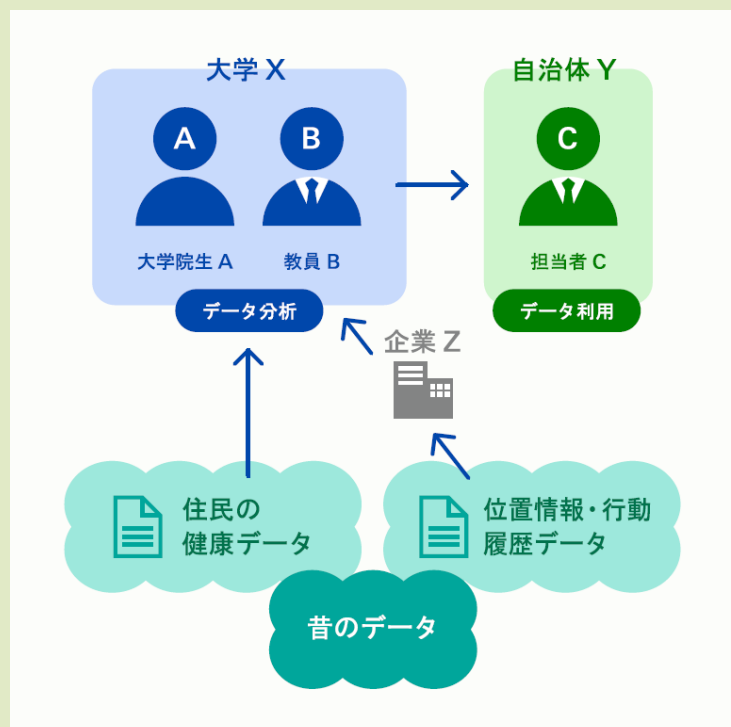


## スマートシティ実証での データ統合と「昔のデータ」の問題

大学Xは自治体Yと連携し、住民がより安心して暮らせる「スマートシティ」の実証研究を進めている。大学Xでは、研究計画に基づいて住民の健康データ（未成年を含む）を収集しており、企業Zはウェアラブル端末を活用した位置情報・行動履歴データを技術協力として提供している。大学院生のAは研究補助者として参加し、これら複数のデータを組み合わせ、まちの生活状況を可視化するグラフを作成する役割を任されている。

ある日、担当教員Bから「数年前の別の実証研究で大学が集めた昔のデータも使えないか」と相談を受ける。しかし、そのデータは当時の同意書の内容が現在と異なり、昔の研究の目的外で利用できるかどうかは明確ではないものだった。Aは、データ元の同意なく流用しないことや、研究者に課される適切なデータ管理の義務をふまえると、安易に利用してよいのか疑問を感じる。

自治体の担当者Cも「地域や人々の実情に合わせた政策に活かしたい」と担当教員に賛成するが、本当に大丈夫なのだろうか。学術研究目的であれば法的に利用が認められると考える研究者もいる。昔のデータを使うべきかどうか、研究チーム内で意見が分かれ始めていた。



やらなければならぬこと

B 大学X・指導教員



大学が収集した健康データ、企業Zから提供される位置情報データ、昔のデータについて、個人情報区分を整理し、保存期間・削除方針・アクセス管理を含む保存計画を整える。昔のデータは当時の同意内容や利用目的、第三者提供の可否を確認し、未成年データは保護者同意や利用範囲を再確認する

C 自治体Y担当者



大学から受け取るデータの状態（加工データや統計データ）を明確にし、政策目的に必要な範囲に限定して利用する

企業Z



提供データの性質（位置情報・行動履歴など）が個人を特定できる可能性（識別性）を持つことを説明する

A 学生



データの分析や可視化によって再識別のおそれが生じた場合、直ちに指導教員に報告する

全員

住民への説明内容と実際のデータ利用が一致しているか確認する

考えるべきポイント

B・C



個人情報保護法の例外規定<sup>4</sup>に従って学術研究機関等が研究目的で取り扱う場合、本人の同意なしにデータの利用が認められるとはいえ、昔のデータを現在の研究や政策の目的で使うことは、本人の権利利益を不当に侵害しないか

<sup>4</sup>個人情報の保護に関する法律第十八条三の五

A・B



担当者の変更など将来も見通して、大学と自治体の間で、研究やデータ利用について合意した内容を文書などで残しているか

A・大学X



データを匿名化しても、複数の異なるデータを組み合わせることで「個人に戻ってしまう」（再識別）可能性はないか（仮名加工情報）

自治体Y



データを使うことで得られる政策的な効果と、住民のプライバシーへの影響のどちらが大きいのか

全員

法的に使えることと、住民が納得できることは同じか

もっと知りたい人のために

- ・学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（個人情報保護委員会, 2021）  
オープンデータの適切な公開方法を表す国際原則として、データを「見つけられる」「アクセスできる」「相互運用できる」「再利用できる」ようにするためのFAIR原則が知られています。一方、「集団的利益」「管理権限」「責任」「倫理」の英語の頭文字を取ったCARE原則というものもあり、地域社会や市民の有するデータに対する倫理的・社会的配慮が重視されます。
- ・PHR（パーソナルヘルスレコード）の自治体への導入における留意点（PHR普及推進協議会, 2024）
- ・データ倫理ガイドブック（横野恵ら, 2023）
- ・人文・社会科学における研究倫理（谷口明子, 2023）：公共の場での観察、未成年への説明同意、研究協力者に虚偽を伝えたり本当のことを言わなかったりする場合の問題（デセプション）
- ・大学生や大学院生が研究に参加する場合：Aのような学生が個人情報保護法上の学術研究機関等に属する者として取り扱われるよう、契約などにより、当該機関の管理責任の下に置くことが求められます。

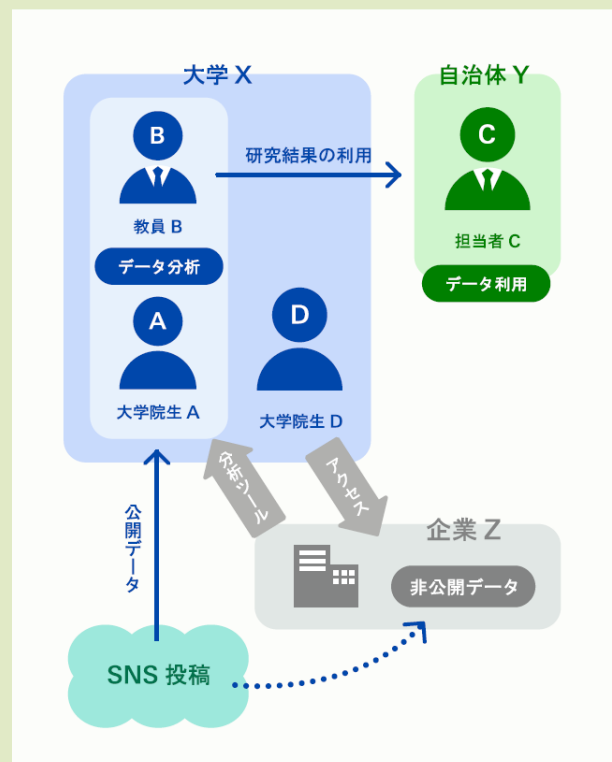


## 災害時SNS分析と 大学・企業・自治体のすれ違い

大学Xは、災害時に住民がどの地点を危険と認識し、どのように避難行動をとる傾向があるのかを把握するため、過去のSNS投稿を分析する研究を行っている。SNS投稿を地図に表示する仕組みは既存の防災アプリにもあるが、研究チームはより広域かつ長期間の投稿を対象に解析し、避難ルートの検討に役立つ「危険地点の傾向」を抽出することを目指していた。自治体Yはこうした研究成果の活用を期待し、企業ZはSNS分析ツールを提供している。

大学院生Aは教員Bの指導の下、公開投稿を収集し、災害時に「どこが危険と捉えられていたか」を可視化する作業を担当していた。研究チームでは、公開データを扱う以上、データ取得の方法や分析手順をできる限り明示し、研究の透明性を確保することも意識していた。最終的に自治体へ提供するのは個人が特定されない分析結果だが、研究の途中段階では投稿の位置や時間などから個人が推測できる可能性もあり、研究室全体で慎重なデータ管理が求められていた。

一方で、研究室には、企業Zからツールの動作確認用としてAやBが利用するために提供された非公開の投稿ログも保管されていた。これは研究対象として収集した公開データとは目的が異なっていたものの、別の研究を行っていた大学院生Dがそのデータの出所や利用条件を十分に理解しないまま使用してしまう。



やらなければならぬこと

B 大学X・教員



公開データであっても、個人が特定される点を確認する。災害時のSNS投稿を研究目的で扱う際の学術的・倫理的な根拠を整理し、研究室内で共有する。サーバーのアクセス管理を強化する。公開・非公開データの区別を徹底し、学生教育を行う

D 大学院生



自身が利用可能でないデータが混在していないか確認し、研究室内でコミュニケーションしながら混在したデータを取り除く

企業Z



規約上の利用範囲と、プライバシーの権利侵害のリスクを分けて説明する。公開データと非公開ログの違いを明確にする

A 分析担当



SNSのプロフィールや地点・時間・内容の組合せで個人が特定されるため、安全管理措置などを徹底する

C 自治体Y担当者



災害時のSNS投稿を政策に生かす際、どこまで個人情報に配慮すべきかを整理する。大学から受け取る内容（データか研究成果か）を明確にする

全員

分析結果の二次利用の可否を明確にする。研究目的外の利用が起きないように確認する

考えるべきポイント

大学X・自治体Y



災害に関するSNS投稿を研究目的で扱う際、どこまで同意なしで利用できるか。途中で投稿者が推測できる場面があっても、最終成果でどう非識別化するか

企業Z



公開投稿の利用が投稿者へ不利益を生まないか。ツール提供でどの範囲の情報が取得可能なのか明確か。大学にどの段階のデータを共有すべきか

全員

被災者や特定地域が差別的に扱われていないか。「役立つ情報」と「プライバシー侵害」の境界はどこか。市民の信頼や安心を損なわない運用基準をどのように設けるか

もっと知りたい人のために

- [大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン](#)（大学ICT推進協議会, 2021）：  
ポリシー策定にはオープンサイエンスと、コンプライアンスへの対応に基づく二つの流れがあります。
- [SNSデータとプロファイリング](#)（RISTEXイベントレポート第2回事例から考えるデータマネジメント検討会, 2024）：SNS上のデータを取得する際は、SNSの利用規約との関係を確認し、適法かつ適切な方法で取得することが求められます。
- [災害・健康危機管理の研究手法に関するWHOガイドランス](#)（WHO神戸センター, 2021）：  
4.4節「良質なデータの収集と管理」
- [位置情報プライバシーレポート](#)（総務省, 2014）
- [震災等の災害に起因する偏見や差別をなくしましょう](#)（法務省）

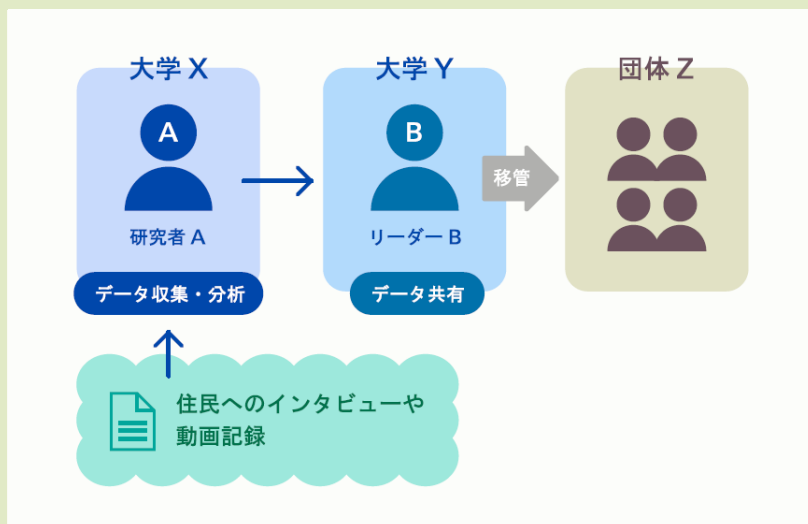


## 地域共創プロジェクトにおける データ共有と管理主体の変化

アートによる街おこしを目的とした共創プロジェクトには、複数の大学と地域の関係者が参加している。研究者Aは大学Xに所属し、現場を担当する分担研究者として、地域に通いながら住民へのインタビューや動画記録を集めてきた（未成年を含む）。一方、プロジェクト全体をまとめるリーダーBは、別の大学Yに所属し、研究計画の立案や予算管理、成果発信の方針を決める役割を担っている。

プロジェクト開始時には、「成果を社会に役立てる」という方向性は共有されていたが、集めたデータを誰が管理するのか、どこまで共有するのかといった具体的な取り決めは行われていなかった。Aは、大学Xでの研究活動の一環としてデータを管理してきたが、Bは、プロジェクト全体で共有されるものだと考えていた。

プロジェクトが進む中で、Bは地域との連携を継続するため、大学とは別に地域共創を目的とした団体Zを立ち上げることを検討し始める。そして将来的には、研究データの管理や活用を団体Zに移す可能性についても考えるようになった。しかし、データの管理主体が大学から別組織へ移る場合、住民への説明や同意をどう扱うのか、どの時点で誰が責任を負うのかは整理されていない。



やらなければならぬこと

B 大学Y・リーダー



XからYに共有されるデータの管理主体を明確にし、Zへ移す場合は新たな利用目的として扱う。未成年データも含めて移行時の同意要件を確認し、不明なものは移さない

大学X・Y



X→Yのデータ共有が、共同利用が第三者提供かを整理する。データ取得時の説明内容と、両大学での利用方針がずれていないか確認する

A 大学X・研究者



自身が取得したデータの説明内容が、X→Yの利用範囲と一致しているか確かめる

全員

データを団体Zに移す場合、住民への再説明・再同意が必要か検討する

考えらるべきポイント

B



住民から得た同意で、データを大学外の団体Zに移すことが認められているか。研究データの共有や成果のオーサiershipについて、プロジェクト内で合意し、明文化できるか

大学X・Y



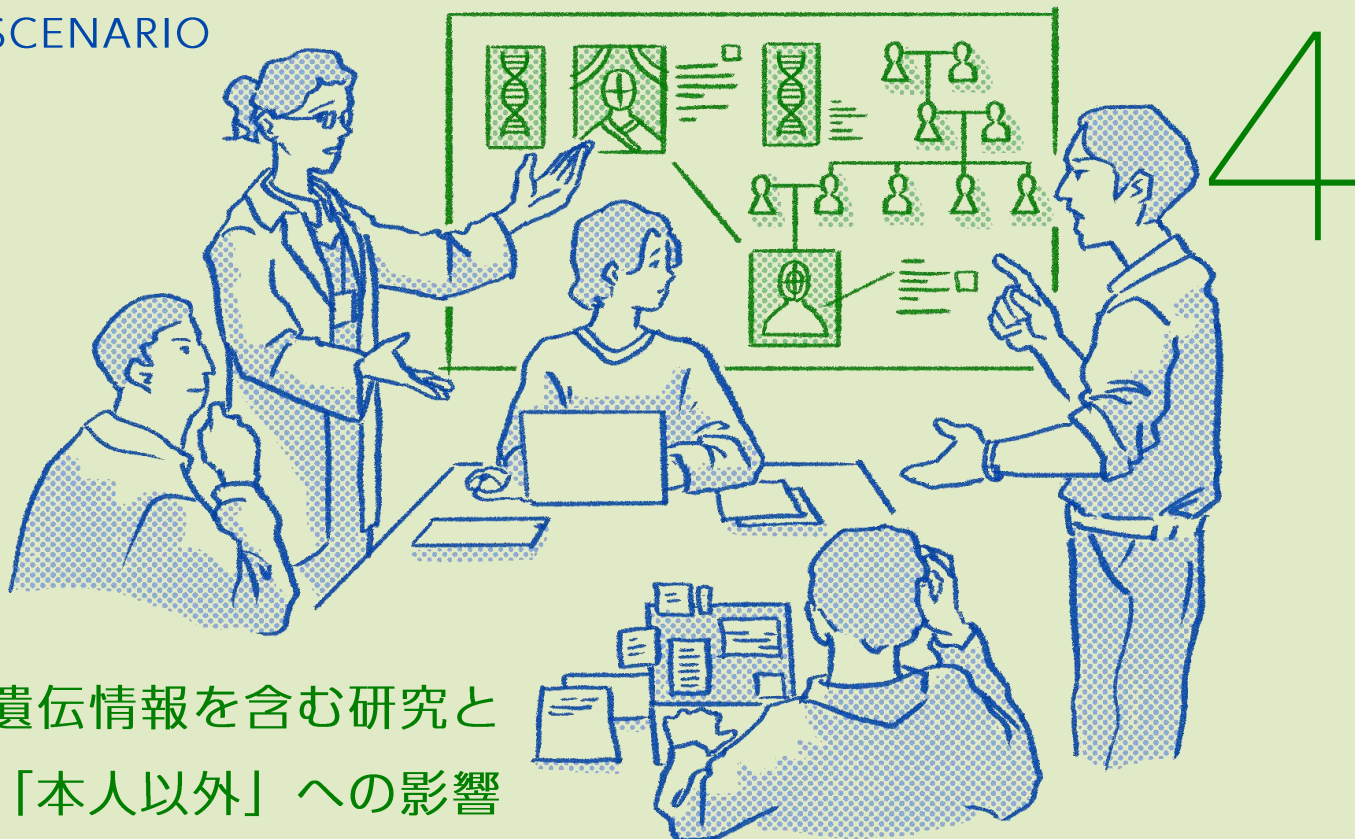
団体Zがデータを扱う場合、その責任体制（管理・保護・説明責任）は十分か

全員

当初説明していない利用（大学間共有、団体Zへの移行）が住民の信頼を損なわないか。誰が苦情対応・説明責任を負うのか。段階的に同意を求める過程が、住民に「断りづらさ」を生んでいないか（フィッシュ・トラップ）。長期的に地域の協力を得るため、どのような関係づくりが必要か

もっと知りたい人のために

- ・ インタビュー調査実施における留意事項（東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 人を対象とした実験研究に関する倫理審査委員会, 2023）
- ・ 日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針（日本社会学会, 2025）：調査対象者への説明と同意
- ・ 科学の健全な発展のために【第2版】—誠実な科学者の心得—（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会, 2025）：オーサiership・謝辞のあり方
- ・ フィッシュ・トラップ：複数の段階にわたって長期的・プラットフォーム的な研究が行われる場合、初期段階では比較的軽微な負担の活動への同意だけが強調されるものの、段階が進むにつれて身体的・心理的・時間的負担の大きい関与が求められ、断りづらいと感じやすくなる状況のことを指します。英語論文は[こちら](#)。

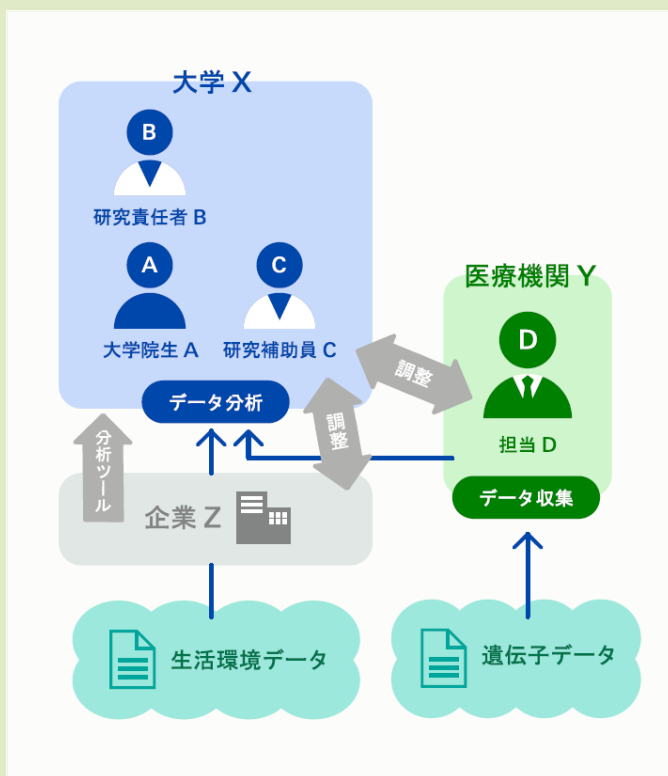


## 遺伝情報を含む研究と 「本人以外」への影響

大学X、医療機関Y、企業Zは、病気の原因解明を目的とした共同研究を進めている。解析対象には存命者だけでなく、すでに亡くなった人のデータも含まれている。大学院生Aは、遺伝子データと生活環境データを組み合わせて解析を担当し、企業Zが提供する生成AIを用いた変異解釈・要約ツールで候補遺伝子群の整理を進めていた。Aは、法的には「死者の個人情報」は生存者とは扱いが異なると理解しつつも、遺伝情報が家族で共有される特性や、AIによるビッグデータ解析によって「この研究結果は、個人を特定しないとしても、家族や親族に影響を及ぼすのではないか」と不安を抱く。こうした懸念は、健常者を長期的に追跡するコホート研究でも共通して議論される課題でもあった。

研究責任者Bは「医学的に重要な成果が期待できる」と研究の意義を強調し、企業Zは将来的な医療応用や事業化を展望する。一方、医療機関Yの担当者Dは、最終的に公表される成果は個人や家族が特定されない形であると理解しつつ、Zの生成AIによる学習・要約過程で変異解釈の稀少な組み合わせや地域固有の文脈が露出しうる点を懸念している。

こうした中、研究責任者Bを実務面で支えているのが研究補助員Cである。Cは、大学X、医療機関Y、企業Zそれぞれのデータ管理規程や契約条件を確認しながら、データの共有範囲、匿名化の基準、解析結果の取り扱いについて調整を行っている。しかし、各機関の立場や利害は微妙に異なり、誰がどの時点で何に責任を負うかという部分がCだけでは解決できない組織的課題として浮上していた。



やらなければならないこと

B 大学X・研究責任者



遺伝情報が要配慮個人情報であることを明確に位置づけた上で厳格管理を徹底する。死者データであっても家族への影響を考慮する。倫理審査委員会の承認を前提に、二次的所見（下記参照）の対応を定める。研究補助員Cの労務管理を適切にし、待遇を改善する。取得したデータを生成AIによって学習されない契約とする

A 分析担当



結果が特定の家族・地域を連想させないか点検する

C 研究補助



自身の判断で対応できない事項（同意の範囲変更・データ移転の判断等）を抱え込まず、組織的な意思決定プロセスへつなぐ

D 医療機関Y



医療倫理・患者家族への配慮が十分か確認する

企業Z



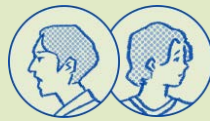
商業的二次利用を想定する前に制限条件を確認する

全員

公開・共有・保存期間を厳格に管理する

考えるべきポイント

B・A



本人が亡くなっているとき、データ利用の影響は誰に及ぶか

B・D



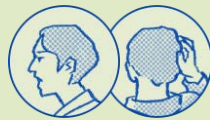
説明同意文書に結果の家族への通知や死後も含めて共有を希望するかなどの選択肢を設けるべきか

企業Z



社会的に受け入れられる利用範囲はどこまでか

B・C



機関間の調整や判断を、責任者が実施しているか。個人情報保護に関する最終判断の責任の所在は明確か

医療機関Y



研究結果が差別や偏見に結びつく恐れはないか

全員

科学的価値と個人・死者の尊厳をどう両立させるか。生成AIの利用によってビッグデータから個人データが逆推定・再識別化されるおそれはないか

もっと知りたい人のために

- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省, 2021）：倫理審査委員会、死者の試料・情報の取扱い
- ・二次的所見（偶発的所見）：一度に多数の遺伝子を解析する場合に、本来の検査目的（一次的所見）ではないものの、生まれつきもつ遺伝子に病的と確定できる変異が検出されることで、米国臨床遺伝・ゲノム学会（ACMG）では開示対象となる遺伝子を選定しています。
- ・ゲノム及び健康関連データの責任ある共有に関する枠組み（GA4GH, 2014）：基本原則として、個人・家族・コミュニティの尊重、科学的知識の発展、健康福祉と利益の公正な分配の促進、信頼性・インテグリティ・互恵性の醸成の4つが挙げられています。
- ・AIのリスクの再特定化（IBM, 2025）：データから個人情報を取り除いたとしても、データに含まれる他の特徴との相関関係から個人を特定できる可能性があります。
- ・死者の個人情報：個人情報保護法では、死者に関する情報については保護の対象とはなりません。死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合には、その遺族などに関する「個人情報」となります。

# RISTEXでのデータマネジメントにおけるポイント

RISTEX「トランスディシプリナリー研究における研究公正に関する調査」（2023年度）では、既存のルールや体制での対応が難しい越境的、共創的な研究における「公正性」を担保するためのガイダンスをまとめ、12の要素を整理しました。この公正性の観点から、社会と協働する研究におけるデータマネジメントについて、12のポイントが挙げられます。

社会と協働する研究に必要な要素	各シナリオにみるデータマネジメントにおけるポイント
<input checked="" type="checkbox"/> 柔軟性	シナリオ 1 プロジェクト期間中・終了後にデータ利用主体が大学Xから自治体Yに移行するとき、柔軟に対応できる体制であるか  学生A・教員Bと担当者Cはお互いの異なる立場や考え方を尊重し、データ管理を通じて得られる知識や実装される社会に対して常に謙虚な姿勢を保てるか  公開されたデータは研究者の意図を離れて恣意的に解釈・利用される可能性があることを理解しているか
<input checked="" type="checkbox"/> 知識や社会に対する姿勢	
<input checked="" type="checkbox"/> 社会的インパクト	
<input checked="" type="checkbox"/> 機密性と可用性の両立 データの保護と活用の両立	シナリオ 2 教員Bは外部の研究者が学生Aの分析手順を追えるよう必要な情報は明示しつつ、企業Zの非公開データには適切なアクセス制限を設けているか  プロジェクト開始時や期間中に教員Bは大学院生AやD、自治体Yの担当者Cとの間で、研究データの生成・利用のあり方について十分なコミュニケーションができているか  データ管理をプロジェクト内の特定の個人にだけ任せず、メンバー全員がDMP作成やデータ管理のあり方について検討・対話する機会があるか
<input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーション	
<input checked="" type="checkbox"/> チームビルディング	
<input checked="" type="checkbox"/> 創造的なプロジェクト形成	シナリオ 3 社会と協働する研究ならではのプロジェクトの難しさを理解・意識し、それをふまえたデータ管理のあり方についてメンバー間で合意や調整ができているか  データ収集・分析を担う研究者Aやデータ管理を統括するリーダーBをオーナーシップや謝辞などで適切に評価するための取り決めをしているか  プロジェクトで収集したデータを再利用して社会的なサービスを提供することについて、データ提供者から同意を得ているか
<input checked="" type="checkbox"/> 学術的成果	
<input checked="" type="checkbox"/> フォローアップの継続性	
<input checked="" type="checkbox"/> 対等な協働と公平性・多様性・包摂性の確保	シナリオ 4 研究責任者Bは研究補助員Cや医療機関Yの担当者Dとフラットに関与・協働し、データの生成・利用の方向性が歪められたり、特定の関係者に負荷がかかたりしていないか  大学X、医療機関Y、企業Z間での研究データの共有や再利用を促進するために十分な信頼関係が構築されているか  データを収集・分析・利用するにあたって大学Xと医療機関Y、企業Zをつなぐ研究補助員Cの役割がプロジェクトチーム内で適切な立場を有し、正当に評価されているか
<input checked="" type="checkbox"/> 信頼構築	
<input checked="" type="checkbox"/> 媒介者の役割	

# データマネジメントにおいて考えるべき5W1H

社会と協働するプロジェクトがデータマネジメントに関する問題に取り組むには、以下の5W1Hをそれぞれ考慮してアクションする必要があります。

## What 何をマネジメントするか

個人情報だけでなく、組織・地域・安全保障などに関わる多様なデータの性質に注意しつつ、透明性とのバランスを取りながら研究プロセスや成果を共有する姿勢が大切です。

## Where

### どこでマネジメントするか

データの作成や分析・保存・共有などは大学などの研究機関ばかりでなく、企業やNPO、自治体が担うこともあり、データの授受において機関ごとに異なるルールや組織文化のすり合わせには注意しなければなりません。法制度が異なる海外機関とのデータの授受については一層注意する必要があります。

## How どうやって マネジメントするか

データ共有ばかりでなく、データ処理やデータ保護の方法も考慮する必要があり、ソフトやハードといった技術のほか、技術サポートのための人的資源の供給などの組織の問題も関わってくることを意識してデータ管理の運用にあたります。

## いつマネジメントするか When

社会と協働する研究では研究者以外の関係者がデータ作成・処理・分析に関わる可能性があり、各フェーズにおいて関係機関のルールを参照したり、自機関のルールの遵守を依頼したりする必要があります。

## Why

### 何のためにマネジメントするか

社会技術研究開発には、研究要素が強いものと、社会実装を強く意識したものがありますが、両者は相互に関係するため、法規制でカバーしきれない領域も意識しつつ、研究データを学術的にも社会的にも活用できるような体制整備が求められます。

## Who

### 誰がマネジメントするか

研究者ばかりでなく、研究支援者や事務職員などプロジェクト関係者の全員がどうすれば自主的・積極的にデータ保存や共有に携わるようになるか、各人の動機づけや考え方の変化を促すために講義や研修の機会を設けることが重要です。

# データマネジメントに取り組む人のための心得

研究開発にかかるデータマネジメントには組織的・構造的な課題も多く残されています。それらの現状を認識しつつ、データマネジメントに取り組む個人としての心構えが期待されます。

## 創造的なプロジェクトのためにDMPを活用する

新しい学術的・社会的価値を生むための研究開発において、データマネジメントはやらなければならないことであると同時に、正解がない取り組みでもあります。したがって、プロジェクトの初めにDMPを作成して終わりではなく、望ましいデータ管理のあり方についてプロジェクト内外の関係者と対話・連携し、関係者全員でDMPを不断に見直していく姿勢が大切です。



DMPの作成は研究助成機関や所属機関から要請されていますが、DMPの具体的な使い方が示されず、形骸化しがちです

## データ提供者を尊重した関係づくりをする

データマネジメントにおいては、データ提供者が大切にしている価値や意思を尊重した取り扱いが求められます。また、研究の途中や終了後にデータ提供者やそれ以外の関係者が理解しやすく、利用しやすい形で研究成果をフィードバックすることも重要です。このために、研究者はデータ提供者を含めた関係者とフラットな関係を構築し、丁寧なコミュニケーションを図っていくことが望まれます。



データマネジメントでは法令遵守だけが注目され、データ提供者への配慮や関係づくりが二の次になりがちです

## 組織横断的にデータマネジメントへの意識を高める

ファンディングエージェンシーが各研究プロジェクトに対してデータ管理体制の充実を求めることと並行して、研究者の所属している大学や研究機関、民間企業、NPO等でも組織としての教育や研修を行い、誰もがデータマネジメントに対する意識を向上させることが求められます。そのために、データマネジメントに携わる研究者のみならず、それぞれの現場でもっと声を上げつつ、組織横断的に活動・連携していく機会を増やしていきましょう。



データマネジメントは人材や資金が適切に割り当てられておらず、研究開発の現場においてあまり重要視されていません



<https://www.jst.go.jp/ristex>

## 問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター  
〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3  
サイエンスプラザ  
電話 03-5214-0130 (代表)  
FAX 03-5214-0140

